

会員医療機関に勤務される皆様のための

福利厚生生命保険制度 のご案内

団体定期保険(S51)
プラスグループ生命共済制度:会員医療機関一括加入タイプ
(保険料負担者:会員医療法人または個人事業主)



団体保険のスケールメリットにより、 お手頃な掛金負担、簡単な申込み手続きで 充実した保障を準備できます。

- 死亡退職金・弔慰金としてご利用いただけます。
- 法定労働災害補償(労災)の支給に関係なく支払われます。
- 医療法人の負担した保険料は全額損金となります。
- 個人事業主が従業員のために負担した保険料は全額必要経費として処理できます。
- 剰余金が生じた場合には、配当金として還元されます。
(保険金のお支払い状況等によっては配当金が0になる場合があります。)

効力発生日 (責任開始日)	申込締切日の翌月1日	申込締切日	毎月15日 【医師協同組合事務局必着】(新規加入、増額)
各申込書提出先 (お問合わせ)	富山県医師協同組合	〒939-8222 富山県富山市蛸川336番地 (富山県医師会館2階) TEL.076-429-7185 FAX.076-429-3704	

- 【対象となる高度障害状態】**
- (1)両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - (2)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - (3)中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - (4)胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - (5)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - (6)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - (7)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - (8)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- 【ご注意】**
- ◆死亡保険金、高度障害保険金について
次の場合には免責となり、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申込みの際に、特にご注意ください。
- (1)被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
 - (2)保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
 - (3)被保険者の故意で高度障害状態となったとき
 - (4)保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
 - (5)被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき(高度障害状態になったとき)(注)
- ※上記の他、告知義務違反による解除、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効、失効などの場合にも保険金はお支払いできません。
- ※上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。
- (注)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を減額して支払うことがあります。

【生命保険募集人について】
生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【お知らせ】
保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(Tel:03-3286-2820)までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外のご質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

【個人情報に関する重要事項】
この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の氏名、性別、生年月日、健康状態等(以下「個人情報」といいます。)を取り扱い、引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。保険契約者は、提出された個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務の目的で利用(注)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、再保険会社、募集代理店を含む委託先、および共同利用を行うグループ会社に、上記の利用目的の範囲内で個人情報(本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます。)を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供することがあります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

<その他>

- (1)死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて
指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱いわれますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得してください。
- (2)事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて
個人情報が、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報が提供される場合は、その事業所は提出された(提供された)個人情報を、保険契約者と同様に取り扱いします。

【被保険者の同意確認】
当制度は、会員医療機関の代表者・役員・従業員に万一の事態が生じた場合に備え、会員医療機関が保険料を負担し、代表者・役員・従業員が被保険者となる弔慰金等の支払財源に充当するための制度として利用できます。加入申込みにあたり、被保険者となることに対して、被保険者となるべき方全員
の同意確認が必要です。同意確認については被保険者の加入(増額)申込書への記名・押印により行わせていただきます。

一般社団法人日本医師休業共済会

〒640-8137 和歌山市吹上1-2-4 和歌山県医師会 地域医療研究センター内

●お問合せ先

MetLife
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

EBダイレクト推進部 法人EB推進課

〒130-0013 東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル12F
TEL.03-5637-4042

●引受保険会社

MetLife
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社 (事務幹事) 引受割合30%
〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー

東京海上日動あんしん生命保険株式会社	引受割合25%
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	引受割合25%
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	引受割合 5%
日本生命保険相互会社	引受割合 5%
大同生命保険株式会社	引受割合 4%
第一生命保険株式会社	引受割合 3%
住友生命保険相互会社	引受割合 3%

上記引受保険会社はご加入者の保険金額のうち、それぞれの引受割合(2016年5月1日予定)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

役員・従業員の福利厚生制度を団体保険のスケールメリットにより、お手頃な掛金で実現します。

▶ ご加入例 医療法人

【医）日本外科医院；20名】

◎加入形態
掛金負担者……医）日本外科医院
被保険者……役員および従業員
保険金受取人……医）日本外科医院

被保険者	死亡保険金額	人数	月額掛金 (1名分)	月々の 合計掛金
院長先生(男性60歳)	4,000万円	1名	30,114円	30,114円
役員(男性50歳)	2,000万円	3名	6,891円	20,673円
管理職(女性40歳)	1,000万円	6名	1,310円	7,860円
一般職(女性30歳)	500万円	10名	389円	3,890円
合計		20名	—	62,537円

※保険料は全額損金

*上記は一般的な経理処理を掲載しています。個別の税務の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や関与税理士等専門家にご相談ください。

▶ ご加入例 個人事業主

【日本内科クリニック；5名】

◎加入形態
掛金負担者……院長先生
被保険者……院長先生と
従業員

被保険者	死亡保険金 受取人	死亡保険金額	人数	月額掛金 (1名分)	月々の 合計掛金
院長先生 (男性60歳)	ご遺族	4,000万円	1名	30,114円	30,114円
従業員 (女性30歳)	院長先生	500万円	4名	389円	3,890円
合計			5名	—	34,004円

加入プランと月額掛金

(単位:円)

死亡保険金額 または 高度障害保険金額	年齢および月額掛金								
	性別	15歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳
4,000万円	男	5,098	6,844	9,346	13,782	20,721	30,114	44,132	72,877
	女	3,115	5,239	6,514	8,968	12,319	15,104	20,768	31,860
3,500万円	男	4,460	5,989	8,177	12,060	18,131	26,349	38,616	63,767
	女	2,726	4,584	5,699	7,847	10,779	13,216	18,172	27,878
3,000万円	男	3,823	5,133	7,009	10,337	15,541	22,585	33,099	54,658
	女	2,336	3,929	4,885	6,726	9,239	11,328	15,576	23,895
2,500万円	男	3,186	4,278	5,841	8,614	12,951	18,821	27,583	45,548
	女	1,947	3,275	4,071	5,605	7,700	9,440	12,980	19,913
2,000万円	男	2,549	3,422	4,673	6,891	10,360	15,057	22,066	36,438
	女	1,558	2,620	3,257	4,484	6,160	7,552	10,384	15,930
1,500万円	男	1,912	2,567	3,505	5,168	7,770	11,293	16,550	27,329
	女	1,168	1,965	2,443	3,363	4,620	5,664	7,788	11,948
1,000万円	男	1,274	1,711	2,336	3,446	5,180	7,528	11,033	18,219
	女	779	1,310	1,628	2,242	3,080	3,776	5,192	7,965
500万円	男	637	856	1,168	1,723	2,590	3,764	5,517	9,110
	女	389	655	814	1,121	1,540	1,888	2,596	3,983

71~75歳の方の更新プラン

(単位:円)

死亡保険金額 または 高度障害保険金額	更新のみ					
	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
1,000万円	男	24,450	26,880	29,559	32,592	36,084
	女	10,478	11,635	12,956	14,490	16,260
500万円	男	12,225	13,440	14,780	16,296	18,042
	女	5,239	5,817	6,478	7,245	8,130

■掛金について

- 月額掛金は、年齢・性別により異なります。
- 年齢は2016年5月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、2016年5月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を超えるものは切り上げて1歳を加えます。(例)50歳:49歳6ヵ月超~50歳6ヵ月以下
- 月額掛金は、総保険金額100億円以上500億円未満の場合の概算です。正規の掛金については募集終了後に算出し、初回より適用します。
- 月額掛金には月額保険料のほか、制度運営費(保険金額100万円につき18%)が含まれています。
*割合を乗じた結果の円未満の端数は切り捨てとします。

保障内容

死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。
*高度障害状態とは【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。
*保障はいつでも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りです。

加入資格

一般社団法人日本医師休業共済会会員医療機関の役員および従業員で、申込日現在健康で正常に就業している方、かつ年齢が14歳6ヵ月超~70歳6ヵ月以下(2016年5月1日現在)の方。
病院が一般社団法人日本医師休業共済会を脱会された場合、加入者が会員病院を退職された場合は、加入資格を喪失し、脱退となります。加入される会員医療機関は加入資格を満たしている方を全員加入させていただきます。
(健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。)
*個人加入タイプとは重複してご加入できません。

保険期間

2016年5月1日(責任開始日)~
2017年4月30日までの1年間。

中途加入の場合、申込日(毎月15日申込締切)の翌月1日~
2017年4月30日となります。

中途加入の申込締切日 毎月15日

税法上の取扱(ご参考) (2016年1月現在)

※将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

- ◎会員医療機関の役員・従業員を普遍的な基準で加入させた場合に限りです。
- 保険料について
医療法人の負担した保険料は全額損金となります。(法人税基本通達9-3-5)
個人事業主が従業員のために負担した保険料は全額必要経費として処理できます。(所得税個別通達 直審3-7)
- 死亡保険金について
<弔慰金として支給された場合>業務上死亡の場合は月収の3年分・業務外死亡の場合は月収の半年分の金額まで非課税です。
(相続税基本通達3-20)
<死亡退職金として支給された場合>相続人が受取る死亡退職金は、「500万円×法定相続人の数」まで非課税です。(相続税法第12条)
- 高度障害保険金について
<見舞金として支給された場合>社会通念上相当と認められるものについては、非課税となります。(所得税基本通達9-23)
<受取人が被保険者本人の場合>全額非課税となります。(所得税基本通達9-21)
- *上記は一般的な経理処理を掲載しています。個別の税務の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や関与税理士等専門家にご相談ください。

※必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

掛金の払込

毎月ご指定口座から自動振替をさせていただきます。

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合に配当金が支払われますが、支払われる配当金の一部については当制度の制度運営費といたします。
保険金のお支払い状況等によっては配当金が0になる場合があります。

保険金受取人

死亡保険金受取人は医療法人・個人事業主もしくはご遺族のどちらかをご指定ください。
高度障害保険金受取人は被保険者本人となります。
※医療法人・事業主が死亡保険金受取人の場合には遺族の了解が必要です。

自動更新

一旦加入されると、一般社団法人日本医師休業共済会会員医療機関の役員および従業員であれば、更新時にたとえ病期中であっても、
●70歳6ヵ月まで、前年の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。
●70歳6ヵ月超~75歳6ヵ月まで、1,000万円を限度に更新いただけます。

お申込み方法

別紙加入申込書兼告知書に必要事項をご記入・押印のうえ、各組合事務局にご提出ください。